

兵庫県警察一般職員昇任試験取扱規程

〔平成16年3月11日〕
〔本部訓令第2号〕

（概要）

この規程は、一般職員の知識及び能力の向上を図り、真に実力主義による優秀な人材を登用するため、一般職員昇任試験に関し必要な事項を定めたものである。